

「秋田地区かわまちづくり懇談会」 規約

第1条（趣旨）

この規約は、「秋田地区かわまちづくり懇談会」（以下、「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

本懇談会は、秋田地区の賑わいや観光の創出、地域活性化を図ることを目的に行われる「かわまちづくり」の各種取り組みに対する活動を行う。

第3条（活動）

懇談会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 3-1 情報提供・情報共有に関する事項
- 3-2 意見交換・アドバイスに関する事項
- 3-3 活動支援に関する事項
- 3-4 その他前条の目的に資する事項

第4条（構成）

懇談会は、関係する地域、商工観光関係者、報道関係者、河川利用関係者、市民活動関係者、学識経験者、行政機関で構成する。

懇談会委員は、別紙一のとおりとする。

なお、委員の構成については、懇談会の議により、これを追加・変更することができる。

第5条（座長）

懇談会には座長を置くものとし、懇談会委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会の運営と進行を総括する。

第6条（懇談会）

懇談会は座長が招集する。

第7条（事務局）

懇談会の事務局は、秋田河川国道事務所、秋田県秋田地域振興局、秋田市とし窓口は秋田河川国道事務所とする。

第8条（その他）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、事務局が起案し、座長が懇談会に諮って定める。

附則

1. この規約は、平成19年 7月 27日より施行する。
2. 平成19年10月22日 一部改正。（第2条（目的）の一部ならびに第3条（活動））

秋田地区かわまちづくり懇談会委員

地 域

1. 新屋地区（左岸・表町） <秋田市新屋振興会 副会長> 藤澤 浩
2. 新屋地区（右岸・勝平地区）
<新屋勝平地区市民憲章推進協議会長> 横山 邦夫
3. 仁井田地区<仁井田地区市民憲章推進協議会長> 上村 隆策
4. 雄和地区 <秋田経済同友会 観光振興委員会委員長> 伊藤 満

商工観光

5. 秋田商工会議所 観光サービス部会長 竹島知憲
6. 日本青年会議所東北地区秋田ブロック協議会 直前会長 渡部 羊三

マスコミ

7. 秋田魁新報社 論説委員長 宍戸 豊和

カヌー・NPO

8. NPO法人 秋田パドラーズ 理事長 船山 仁
9. NPO法人 あきたNPOコアセンター 理事長 小西 知子

学 識

10. 秋田大学 工学資源学部土木環境工学科教授 木村 一裕
11. 秋田公立美術工芸短期大学 産業デザイン学科助教 菅原香織
12. 国際教養大学 地域環境研究センター長 熊谷嘉隆

行 政

13. 秋田市都市整備部長 中澤 篤志
14. 秋田県秋田地域振興局長 加賀谷 誠一
15. 国土交通省秋田河川国道事務所長 柴田 久